

日付:2023年8月18日

作成:一般社団法人食品表示検定協会

## 【改訂7版】食品表示検定・初級 認定テキスト 訂正情報及び法令改正におけるテキスト該当部分

●今回お知らせする訂正箇所は以下の通りです。お手数ですが訂正をお願いいたします。

訂正情報 発表日	対象と なる刷	頁	章	訂正箇所	訂正前	訂正後
2023年 8月18日	1刷～ 2刷	P259	5-3	上から2行目～	生産 <u>工</u> 程管理等の体制)に適合していることを・・・	生産 <u>行</u> 程管理等の体制)に適合していることを・・・

●今回お知らせする、法令改正に関連するテキストの該当部分は以下の通りです。

★2023年後期の試験は、2023年4月1日時点で施行されている法令に基づき出題されます。

情報 発表日	対象と なる刷	頁	章	関連する箇所	関連するテキストの記述(従来の法令に基づいた記述です。)	今回紹介する法令改正の内容
2023年 8月18日	全刷	P223	4-25	〈主要面の表示〉①	① 乳児用規格適用食品	2023年6月29日付で「食品表示基準について」及び「食品表示基準Q&A」が以下の内容で改正されました。
		P224	4-25	下から10行目	乳児用食品の規格基準が適用される食品については、「乳児用規格適用食品である旨」を表示します。 表示例: ・「乳児用規格適用」 ・「乳児用規格適用食品」 ・「本品は乳児用食品の規格基準が適用される食品です。」	① 乳児用規格適用食品である旨の表示の方法は、「乳児用規格適用食品(食品衛生法に基づき、乳児用食品に係る放射性物質の規格が適用される食品)」に統一されました。 ② 特別用途食品の乳児用調製粉乳及び乳児用調製液状乳など、他の法令で1歳未満の乳児を対象とした食品であることが明瞭に示されている食品、乳児の飲食に供することを目的として販売する食品であることが容易に判別できる食品については、①の表示を省略することができると示されました。
		P225	4-25	上から3行目	なお、「12カ月ごろから」「1歳ごろから」のように、対象月齢表示が付されている食品については、それだけでは乳児用規格適用食品であることを判断することができないため、省略規定の対象とはなりません。	この内容は、2023年6月29日から可能な限り速やかに表示の見直しを行うことが望ましいとされています。なお、包材資材の切り替え等の期間を考慮し、遅くとも2025年3月末までに見直しが行われるよう指導されています。

●以前にお知らせした訂正箇所は以下の通りです。お手数ですがこちらも合わせて訂正をお願いいたします。

訂正情報 発表日	対象と なる刷	頁	章	訂正箇所	訂正前	訂正後
2023年 2月28日	1刷～ 2刷	P148	4-2	上から4行目～	原材料名として「しいたけ(原 <u>本</u> )のように栽培方法も併記します。	原材料名として「しいたけ(原 <u>木</u> )のように栽培方法も併記します。
2022年 8月1日	1刷	P79	3-3-1	複合原材料の原材料表示を省略するケースの右上の吹き出し	ただし、重量順位が3位以下で複合原材料に占める割合が5% <u>以下</u> の原材料を・・・	ただし、重量順位が3位以下で複合原材料に占める割合が5% <u>未満</u> の原材料を・・・
		P102	3-4	上から2行目	表示する必要性が低いものとして、食品表示基準で定められた一括名の定義・・・	表示する必要性が低いものとして、 <b>通知</b> 「食品表示基準 <u>について</u> 」で定められた一括名の定義・・・
		P163	4-7	〈牛乳の表示例〉の上から2行目「商品名」欄	〇〇高原牛乳	<b>〇〇高原牛乳</b> ※種類別名称の「牛乳」と同じように、10.5ポイント以上の太字で表示します。

訂正情報 発表日	対象と なる刷	頁	章	訂正箇所	訂正前	訂正後
2022年 8月1日	1刷	P163	4-7	〈乳飲料の表示例〉の 上から2行目「商品名」 欄	ミルクコーヒー	<b>ミルクコーヒー</b> ※種類別名称の「 <b>乳飲料</b> 」は14ポイント、商品名は10.5ポイント以上の 太字で表示します。
2022年 3月28日		P147	4-2	切り干し大根の表示例 最下段	製造者:〇〇商事 株式会社 東京都〇〇区〇〇〇-〇-〇	販売者:〇〇商事 株式会社 東京都〇〇区〇〇〇-〇-〇
		P172	4-8	下から9行目～	カップ入り以外のもは、内容重量(グラム又はキログラム)、個数等を、 単位を明記して表示します。	カップ入り以外のもは、 <b>体積</b> 、内容重量(グラム又はキログラム)、個数 等を、単位を明記して表示します。
		P175	4-10	アジの開きの表示例 枠外下部	賞味期限:〇〇.〇〇.〇〇	消費期限:〇〇.〇〇.〇〇

●以前お知らせした、法令改正に関連するテキストの該当部分は以下の通りです。

★2023年後期の試験は、2023年4月1日時点で施行されている法令に基づき出題されます。

情報 発表日	対象と なる刷	頁	章	関連する箇所	関連するテキストの記述(従来の法令に基づいた記述です。)	今回紹介する法令改正の内容
2023年 3月27日	全刷	P82	3-3-2	上から4行目～	このうち、『特定原材料』(7品目)とは、「症例が多い、症例が重篤で命に 関わる症例がある」など、必ず表示しなければならないものです。また、 『特定原材料に準ずるもの』(21品目)とは、「症例数や重篤な症例の数が…	2023年3月9日付で食品表示基準が以下の通り改正されました。 ① これまで「特定原材料に準ずるもの」として表示が推奨されていた「くる み」について、「特定原材料」として表示が義務化されることとなりました。 (この結果、特定原材料は7品目から8品目に、特定原材料に準ずるもの は21品目から20品目になります。) なお、くるみの代替表記「クルミ」と拡大表記の例「くるみパン」「くるみ ケーキ」については特定原材料に準ずるものとしての表記と同じです。 ② エイコサペンタエン酸(EPA)及びドコサヘキサエン酸(DHA)を産生さ せるために遺伝子組換えが行われたなたねと、その加工食品が遺伝子 組換え食品として表示の対象となりました。  施行日は、2023年3月9日です。 ただし、経過措置期間が設けられており、2025年3月31日までに製造、加 工、輸入される一般用加工食品、及びその日までに販売される業務用加 工食品には、従前の表示も認められています。  なお初級テキストには、2022年3月30日付の食品表示基準の改正により 義務表示の対象から除外された高オレイン酸遺伝子組換え大豆の記述 があります。以前の法令改正情報でお伝えした通り、こちらは削除してお 読みください。
		P82	3-3-2	図表1	特定原材料(7品目):卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生(ピーナツ ツ) 特定原材料に準ずるもの(21品目):アーモンド、あわび、いか、いくら、オ レンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、 <b>くるみ</b> 、ごま、さけ、さば、 大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	
		P84	3-3-2	図表2	特定原材料:えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生(ピーナツ)	
		P85	3-3-2	図表3	特定原材料に準ずるもの:アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カ シューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、 <b>くるみ</b> 、ごま、さけ、さば、大豆、鶏 肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	
		P90	3-3-2	下から1行目～	表示が義務付けられていないため、該当する21品目の表示が…	
		P91	3-3-2	上から4行目～	表示しているアレルゲンの対象範囲について、特定原材料7品目のみ…	
		P91	3-3-2	上から7行目～	「アレルゲンは義務7品目を対象範囲としています。」	
		P91	3-3-2	上から12行目～	必ず表示しなければならない特定原材料7品目が含まれていても、…	
		P93	3-3-3	下から1行目～	③大豆、とうもろこしのうち、高オレイン酸遺伝子組換え大豆、ステアリン 酸産生遺伝子組換え大豆、高リシン遺伝子組換えとうもろこし、及びこれ を原材料として使用した加工食品(大豆油等)	
2023年 2月28日		P64	2-5	上から10行目～	また、有機JASの対象に酒類が含まれていないため、有機農産物を原材 料とした酒類については国税庁が策定した「酒類における有機の表示基 準」に準じて有機である旨の表示を行います。	有機酒類は、これまでJASの対象とされていませんでしたが、2022年5月 25日にJAS法が改正され、2022年10月1日から酒類もJASの対象となり ました。このため、酒類の製造にあたって有機加工食品のJASの認証を 取得し、有機JASマークを貼付したうえで有機の表示ができるようになり ました。(施行日:2022年10月1日)この法改正に伴い、従来の酒類業組合 法に基づく「酒類における有機の表示基準」は廃止されましたが、2025年 9月までは経過措置期間が設けられています。

情報発表日	対象となる刷	頁	章	関連する箇所	関連するテキストの記述(従来の法令に基づいた記述です。)	今回紹介する法令改正の内容
2022年 8月1日	全刷	P92	3-3-3	下から7行目～	とうもろこし、なたね、ばれいしょ(じゃがいも)等があります。また、従来の大豆よりオレイン酸を多く含む大豆や、ステアリン酸を賛成する大豆等が開発されています。	2022年3月30日付で食品表示基準が改正され、遺伝子組換え対象農産物として新たに「からしな」が追加されました。からしなはなたねと同様に油脂の原料として使用されることから、遺伝子組換え表示が必要な加工食品としては33品目のまま変更はありません。 また特定遺伝子組換え農産物として定義されていた「高オレイン酸遺伝子組換え大豆」が削除されました。これは、高オレイン酸遺伝子組換え大豆が、遺伝子組換え以外の方法により作出されたことに伴う変更です。 (施行日:2022年3月30日)
		P93	3-3-3	下から13行目～	安全性が確認された8つの遺伝子組換え農産物とその加工食品について、・・・(中略) ①食品としての安全性が確認されている8農産物 大豆(枝豆、大豆もやしを含む。)、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ ②この8農産物を主な原材料とするもので、加工工程後も・・・(中略) ③大豆、とうもろこしのうち、高オレイン酸遺伝子組換え大豆、ステアリン酸産生遺伝子組換え大豆、高リシン遺伝子組換えとうもろこし、及びこれを原材料として使用した加工食品(大豆油等)	
		P45	2-2-1	上から4行目～	生しいたけには「名称」「原産地」のほかに「栽培方法」を表示します。栽培方法には、「原木栽培」と「菌床栽培」の2種類があります。	
2022年 3月28日		P63	2-5	上から9行目～	現在、制定されている有機食品のJASには「有機農産物」「有機畜産物」及び「有機加工食品(有機農産物又は有機畜産物を原料又は材料として製造し、又は加工した飲食物品)」があり、それぞれ生産方法の基準を定めています。	2021年12月7日付で新たに「有機藻類」の規格が制定されました。これは、植物プランクトンを含む藻類について有機と表示を行うための規格で、水環境の維持増進を図るため、養殖場においては、使用禁止資材の使用を避けることを基本として、生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した管理方法によって生産すること等と定められています。 有機藻類のJASに適合した商品には有機JASマークを付すことができます。 なお、藻類については有機の考え方で生産されたことを民間の認証基準等に基づいて表示することも可能です。
		P64	2-5	上から1行目～	しかし、有機食品であることを表示して販売する場合は、有機JASにのっとった表示をした上で、有機JASマークを付すことが必要です。	
		P64	2-5	上から7行目～	一方、水産物とその加工品については有機JASがありませんので、有機JASマークを使用することはできませんが、有機の考え方で生産されたことを民間の認証基準等に基づいて表示することは可能です。	

(以上)